

『馳名商標の認定と保護に関する規定 (改正意見募集稿)』についての説明

2014年4月14日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

『馳名商標の認定と保護に関する規定（改正意見募集稿）』についての説明

新『商標法』は、馳名商標保護制度を再び確立し、馳名商標の概念を整理し、馳名商標の認定保護の原則をより明確にした。工商総局による『馳名商標の認定と保護に関する規定』（工商総局5号令）は、工商系統に商標法の運用を徹底させるための重要な法律文書であって、各級の工商部門の行政手続における馳名商標の認定保護の指導の面でも重要な意義を持っている。新商標法における馳名商標保護制度の立法精神と要求を貫徹するために、工商総局は総局5号令の改正を行うことにした。関係の状況について以下のとおり説明する。

一、改正目標

総局5号令は、2003年に実施されて以来、馳名商標に関する業務の制度化、規範化、手順化の保証、馳名商標の認定と保護における工商部門の権威樹立の面で重要な役割を果たしてきた。しかし、総局5号令には、認定手続が原則的なものに過ぎず、認定基準が具体的なものではなく、業務責任が明確にされていないといった問題があった。実務での認定結果の集中公布というやり方も、一般公衆に馳名商標の認定が一種の行政的審査許可または栄誉の評定であると誤解させやすい。したがって、総局は、馳名商標をめぐる事件の審理経験を真剣に総括した上で、ここ数年の馳名商標をめぐる事件の認定業務の実践に解決を要する問題に的を絞って、「手順の規範化、基準の詳細化、責任の明確化」との考え方及び目標を中心に、新商標法の要件に基づいて、5号令の改正を行おうという方針を明確に打ち出した。

二、主な改正内容

改正稿は全24条となっている。第一条から第五条において、立法の根拠、馳名商標の定義、認定の主体及び認定の原則を明確にした。第六条から第十条において、馳名商標の保護を申請する当事者の視点から、異なるタイプの事件における認定保護の請求の申立て及び証拠資料の要件について明確に定めた。第十一条から第十六条において、馳名商標をめぐる事件の処理手順及び認定基準の規範化の2つの面について定めた。第十七、十八条には、日ごろの馳名商標に対する重点的保護の強化及び馳名商標の保護された記録の適用等の内容を定めた。第十九条から第二十三条において、馳名商標の認定と保護をめぐる事件の処理における各級の工商行政管理部門の責任と監督を明確にした。第二十四条で、改正された規定の施行日を明確にした。

（一）「案件処理に必要」という法的性質を強調した

改正稿では、馳名商標は案件ごとの個別認定、受動的保護の原則に従うことを強調した。認定保護の請求申立から、案件の受理（事件伺い）、案件の審理、認定（決定、裁定または回答）、案件処理までのすべてステップにおいて、馳名商標の認定が、案件処理に必要とされ、事件処理の法定手順と要求に従って、馳名商標の保有者の合法的な権益を確実に擁護するという法の精神に基づいていることを表わしている。

（二）当事者の証拠資料提出に関する要件を明確にした

改正稿では、実務の中で形成した認定基準及び証拠に関する要件を取りまとめて総括した上、規則の形でこれを固定し、詳細化したことにより、当事者及び各種の馳名

商標事件の審査部門がもっと把握しやすく、保護しやすくしている。改正稿ではまた、商標局、商標評審委員会が馳名商標を認定するにあたって、商標法第十四条第一項及び本規定第十条に記載する各要件を総合的に考慮しなければならないが、全ての要件を満たすことが前提ではないと強調した。

(三) 当事者及び工商部門の業務職責をより明確にした

改正稿では、当事者が信義誠実の原則に従い、真実の証拠資料を提出すべきこと、案件を受理した市級以上の工商部門が、事件の事実及び当事者から提供された証拠資料の確認と審査、事件伺いの報告、事件の処理と結果の報告・提出、関連状況の確認協力等の職責を有すること、省級工商部門が、審査確認、伺いの提出、事件処理状況の総括と報告、関連状況の確認協力等の職責を有すること、商標局、商標評審委員会、審理の過程において著名である事実の認定及び法律の適用について責任を負うことを明確にした。改正稿では、馳名商標業務に関与する各部門とその要員の責任及び監督についても、具体的な規定を行った。

(四) 馳名商標案件の関連問題の処理を規範化した

第一、商標法違反事件の摘発において、地方の工商部門が馳名商標事件の処理結果を商標局にフィードバックするよう要求している。第二、商標局、商標評審委員会は事件審理の過程に、地方の工商行政管理部門に関連状況を確認してもらう必要がある場合、地方の工商行政管理部門は協力をしなければならないと定めた。第三、商標違法摘発事件にあたって、事件において虚偽を弄しまたは虚偽の証拠資料を提供するなど不正な手段で馳名商標の認定保護を騙し取った場合、係争商標について既に行われた認定を取り消すことができると定めた（異議申立事件及び審判事件は、法定の司法審査手順があるため、規定を重複しないこととしている）。第四、法により立件と審査の職責を履行しておらず、または関連の規定に従って真実の資料を提供しなかった地方の工商行政管理部門に、1級上の工商行政管理部門は、通達を行い、是正を命ずると定めた。